

2 島根県監査委員処務規程（昭和29年4月27日島根県監査委員告示第1号）

第1条 この規程は、島根県監査委員（以下「委員」という。）及び島根県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の事務処理並びに事務局の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の3に規定する代表監査委員は、委員の合議により決定する。

第3条 代表監査委員は、あらかじめその職務を代理する委員を指定するものとする。

第4条 代表監査委員は次の事項を処理する。

- (1) 事務局の職員（以下「職員」という。）の任免及び給与に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) その他委員の庶務に関すること。

第5条 委員は職務執行上の連絡調整をはかるため、必要の都度協議を行うものとする。

2 前項の規定による協議は、文書による回議をもってこれに代えることができる。

3 第1項の規定による協議を行う場合は、代表監査委員はあらかじめ日時を定め各委員に通知しなければならない。

第6条 前条の規定による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 委員に関する諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査の運営及び計画に関すること。
- (3) 監査結果の判定、報告及び公表並びに意見の提出に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

第7条 事務局に、監査第一課及び監査第二課を置く。

2 課の所掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

- (1) 監査計画の調整及び委員協議に関すること。
- (2) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）並びに基金に係る財務監査に関すること。
- (3) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）並びに基金に係る現金出納検査に関すること。
- (4) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）に係る決算審査並びに基金運用状況審査に関すること。
- (5) 住民監査請求監査に関すること。
- (6) 職員の人事、研修及び庶務に関すること
- (7) 監査基準に関すること。
- (8) その他監査第二課の所掌に属さない事務に関すること。

監査第二課

- (1) 公営企業会計のうち病院事業会計に係る財務監査、現金出納検査及び決算審査に関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 財政的援助団体等の監査に関すること。
- (4) 外部監査の事務の協力に関すること。
- (5) 境港管理組合の監査に関すること。
- (6) 健全化判断比率等に係る審査に関すること。
- (7) 内部統制評価報告書の審査に関すること。
- (8) その他監査第一課の所掌に属さない監査に関すること。

第8条 事務局に事務局長、課長、上席監査監、監査監、副監査監、主幹、企画員、主任、主任主事、主事及び会計年度任用職員を置き、書記をもって充てる。

- 2 事務局長は、委員の命を受け、局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受け、その課に属する事務を掌理する。
- 4 上席監査監は、上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。
- 5 監査監は、上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。
- 6 副監査監、主幹及び企画員は、上司の命を受け、事務局の特定の事務を処理する。
- 7 主任、主任主事、主事及び会計年度任用職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第9条 事務局長が専決処理できる事項は次のとおりとする。

- (1) 職員の配置及び事務分掌を定めること。
- (2) 課長の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (3) 課長の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。
- (4) 課長の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除及び勤務時間の割振りをし、勤務時間の割り振りを変更し、又は部分休業を承認すること。
- (5) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の規定に基づく公文書の公開等の決定に関すること。
- (6) 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。
- (7) 軽易又は定例的な事項に関すること。

第10条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員（事務局長及び課長を除く。次号及び第3号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (2) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。
- (3) 職員の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除及び勤務時間の割振りをし、勤務時間の割り振りを変更し、又は部分休業を承認すること。
- (4) 定例的なもののうち軽易な事項に関すること。

第11条 事務局長が不在のときは、課長が代決することができる。

2 事務局長及び課長が不在のときは、あらかじめ代表監査委員が指定した者が代決することができる。

第12条 前条各項の規定により代決した事項については、遅滞なく後閲を受け又は報告しなければならない。ただし、あらかじめ後閲又は報告を要しない旨の指示を受けたものについては、この限りではない。

第13条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第7条第1項、第3項及び第4項、第9条、第11条第1項及び第2項並びに第12条の規定に基づき定めるべき公文書の管理に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第33号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の規定の例による。

2 公印の管守、使用等については、この規程に定めるもののほか、島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の規定の例による。

第14条 施行する文書の発信者は、次の各号によるものとする。

- (1) 監査結果報告書には監査委員連名を用いる。
- (2) 監査実施通知及び監査結果通知には代表監査委員を用いる。
- (3) その他の文書には代表監査委員又は事務局長を用いる。

第15条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに公印管守者は別表のとおりとする。

第16条 公印管守者は、公印取扱主任を兼ねるものとし、公印に関する事務に従事するとともに公印取扱副主任を指定しなければならない。

2 公印取扱副主任は、公印取扱主任を補助し、公印取扱主任が不在のときはその職務を代行する。

第17条 職員の服務については、島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の規定の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

改正文（昭和34年監委告示第1号）抄
昭和34年8月1日から適用する。

改正文（昭和36年監委告示第1号）抄
昭和36年8月1日から適用する。

改正文（昭和39年監委告示第1号）抄
昭和39年4月1日から施行する。

改正文（昭和39年監委告示第2号）抄
昭和39年8月1日から施行する。

改正文（昭和40年監委告示第1号）抄
昭和40年8月1日から施行する。

改正文（昭和42年監委告示第2号）抄
昭和43年1月1日から施行する。

附則（昭和46年監委告示第1号）
この告示は、昭和46年8月1日から施行する。

附則（昭和46年監委告示第2号）
この告示は、昭和46年12月1日から施行する。

附則（昭和47年監委告示第1号）
この告示は、昭和47年8月1日から適用する。

附則（昭和48年監委告示第1号）
この告示は、昭和48年4月1日から適用する。

附則（昭和52年監委告示第1号）
この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附則（昭和57年監委告示第1号）
この告示は、昭和57年4月1日から施行する。

附則（昭和59年監委告示第1号）
この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附則（昭和61年監委告示第1号）
この告示は、昭和61年3月31日から施行する。

附則（平成3年監委告示第1号）
この告示は、平成3年10月1日から施行する。

附則（平成4年監委告示第1号）
この告示は、平成4年3月31日から施行する。

附則（平成6年監委告示第1号）
この告示は、平成6年10月3日から施行する。

附則（平成9年監委告示第1号）
この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成12年監委告示第1号）
この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成13年監委告示第2号）
この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成14年監委告示第1号）
この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年監委告示第3号）

この告示は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成16年監委告示第1号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附則 (平成20年監委告示第1号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則 (平成22年監委告示第1号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則 (平成23年監委告示第1号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則 (平成24年監委告示第2号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附則 (平成28年監委告示第1号)

この告示は、平成28年3月18日から施行する。

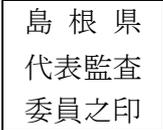
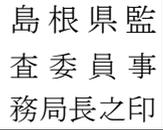
附則 (平成31年監委告示第1号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附則 (令和2年監委告示第1号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

| 公印の種類 | ひな形 | 寸法 | 公印管守者 | 備考 |
|-----------|---|------------|--------|----|
| 代表監査委員印 |  | 24ミリメートル平方 | 監査第一課長 | |
| 監査委員印 |  | 20ミリメートル平方 | 監査第一課長 | |
| 監査委員事務局長印 |  | 20ミリメートル平方 | 監査第一課長 | |